

旧定額法又は定額法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	法人名
種 類	1
資 構	2
産 細	3
区 取 得 年 月 日	4
分 事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5
耐 用 年 数	6
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7
(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8
差 引 取 得 価 額	9
(7)-(8)	
帳 簿 償 却 額 計 算 の 対 象 と なる 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12
差 引 帳 簿 記 載 金 額	13
(10)-(11)-(12)	
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14
前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15
合 計	16
(13)+(14)+(15)	
残 存 価 額	17
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分	18
差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	
旧 定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 金 額	19
(9)-(17)	
旧 定 額 法 の 償 却 率	20
(16) > (18) の 場 合	21
算 出 償 却 額 (19) × (20)	
増 加 償 却 額	22
(21) × 割 増 率	
計	23
(21)+(22)又は(16)-(18)	
(16) ≤ (18) の 場 合	24
算 出 償 却 額 (18) - 1円 × $\frac{60}{100}$	
平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分	25
定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 金 額 (9)	
定 額 法 の 償 却 率	26
算 出 償 却 額 (25) × (26)	27
増 加 償 却 額	28
(27) × 割 増 率	
計	29
(27)+(28)	
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23)、(24)又は(29)	30
特 別 償 却 限 度 額	31
租 税 特 別 措 置 法 特 別 償 却 限 度 額	32
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	33
合 計	34
(30)+(32)+(33)	
当 期 償 却 額	35
差 引	36
償 却 不 足 額 (34) - (35)	
償 却 超 過 額 (35) - (34)	37
前 期 から の 繰 越 額	38
当 期 分 償 却 不 足 に よ る も の	39
積 立 金 取 崩 し に よ る も の	40
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (37) + (38) - (39) - (40)	41
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 (36) - (39) と (32) + (33) の うち 少 ない 金 額	42
当 期 に お いて 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	43
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (42) - (43)	44
翌 期 へ の 繰 越 額	45
当 期 分 不 足 額	46
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 (36) - (39) と (32) の うち 少 ない 金 額	47
備 考	

別表十六(-)
令五・四・一以後終了事業年度分

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.86】通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人（次の(4)以外の制度にあつては、一定の通算加入適用除外事業者を除きます。）が適用除外事業者に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
 (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
 (4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
 (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）
 【No.87】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.88】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.5】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。